

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

平成25年10月23日（水曜日）

議事日程（第1号）

平成25年10月23日（水） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

- 第1 議席の指定
- 第2 副議長の選挙
- 第3 会期の決定
- 第4 常任委員の選任
- 第5 議会運営委員の選任
- 第6 議案第12号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第16号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで（提案説明）
- 第7 組合行政一般に対する質問
18番 角谷敏男 議員
- 第8 議案第12号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第16号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで（質疑・委員会付託）

~~~~~

## 会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

~~~~~

出席議員（18名）

1番	木	村	和	久	2番	湯	口	史	章
3番	田	村	繁	巳	4番	有	松	数	紀
5番	谷	口	秀	夫	6番	森	本	正	行
7番	下	田	敏	夫	8番	岡	嶋	正	広
9番	岡	本	和	廣	10番	谷	口	雅	人
11番	船	木	祥	一	12番	津	村	忠	彦
13番	房	安		光	14番	高	見	則	夫

15番 上 杉 栄 一 16番 両 川 洋 々
17番 上 田 孝 春 18番 角 谷 敏 男

~~~~~

説明のため出席した者

|           |                 |           |
|-----------|-----------------|-----------|
| 管 理 者     | 鳥 取 市 長         | 竹 内 功     |
| 副 管 理 者   | 岩 美 町 長         | 榎 本 武 利   |
| 副 管 理 者   | 智 頭 町 長         | 寺 谷 誠 一 郎 |
| 副 管 理 者   | 若 桜 町 長         | 小 林 昌 司   |
| 副 管 理 者   | 八 頭 副 町 長       | 吉 田 英 人   |
| 副 管 理 者   | 鳥 取 市 副 市 長     | 深 澤 義 彦   |
| 事 務 局 長   |                 | 東 田 義 博   |
| 消 防 局 長   |                 | 山 田 充 志   |
| 会 計 管 理 者 | 鳥 取 市 会 計 管 理 者 | 玉 谷 隆 明   |

~~~~~

事務局職員出席者

書 記 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 長	中 村 英 夫
書 記 次 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長	勝 井 節 朗
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 議 事 係 長	蜂 谷 知 哉
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任	増 田 和 人

~~~~~

午前10時00分 開会

○湯口史章議長 ただいまから、平成25年10月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から提出されました例月出納検査報告書は、お手元に配付のとおりであります。

そのほかに報告事項がありますので書記長に報告させます。

○中村英夫書記長 御報告いたします。

まず、議員の異動について御報告します。智頭町議会選出議員の任期満了に伴いまして、平成25年7月30日に同議会において選挙が行われ、谷口雅人議員が選出されました。次に、議会運営委員の辞任許可について御報告します。岡嶋正広議員から議会運営委員の辞任願が提出され、委員会条例第12条の規定に基づき、平成25年10月22日付で辞任を許可されました。

以上、報告を終わります。

○湯口史章議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### 日程第1 議席の指定

○湯口史章議長 日程第1、議席の指定を議題とします。

今回選出されました谷口雅人議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により10番に指定します。

### 日程第2 副議長の選挙

○湯口史章議長 日程第2、副議長の選挙を行います。

現在、副議長が欠員となっております。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○湯口史章議長 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名につきましては、議長が行うことにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○湯口史章議長 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に8番岡嶋正広議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました岡嶋正広議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○湯口史章議長 御異議なしと認めます。したがって、岡嶋正広議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました岡嶋正広議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定に基づき告知をします。

岡嶋正広議員、御挨拶をお願いします。

[岡嶋正広副議長 登壇]

○岡嶋正広副議長 先ほど紹介していただきました岡嶋正広でございます。

微力ではありますが東部広域行政管理組合議会の発展のために副議長の立場で議長を支えながら頑張っていきたいと思っておりますので御協力よろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございます。

### 日程第3 会期の決定

○湯口史章議長 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から10月24日までの2日間にしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○湯口史章議長 御異議なしと認めます。したがって、会期は2日間に決定しました。

#### 日程第4 常任委員の選任

○湯口史章議長 日程第4、常任委員の選任を議題とします。

お諮りします。

欠員中の常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、10番谷口雅人議員を福祉環境委員に指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○湯口史章議長 御異議なしと認めます。したがって、10番谷口雅人議員を福祉環境委員に選任することに決定しました。

#### 日程第5 議会運営委員の選任

○湯口史章議長 日程第5、議会運営委員の選任を議題とします。

お諮りします。

欠員中の議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、10番谷口雅人議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○湯口史章議長 御異議なしと認めます。したがって、10番谷口雅人議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

#### 日程第6 議案第12号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第16号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで(提案説明)

○湯口史章議長 日程第6、議案第12号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第16号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで以上5案を議題とします。

提出者の説明を求めます。

竹内管理者。

[竹内 功管理者 登壇]

○竹内 功管理者 おはようございます。

本組合議会定例会に提案いたしました議案の説明に先立ちまして、本組合の重要かつ喫緊な課題であります新たな可燃物処理施設の取り組みについて報告申し上げます。

可燃物処理施設の整備に関しましては、専門家や市民の代表等で構成する可燃物処理施設整備検討委員会において、施設整備基本方針や基本仕様、事業実施方式について御検討いただき、去る8月28日に検討結果を第3次報告として提出していただきました。

この第3次報告については、8月30日から9月18日までの間、パブリックコメントを実施したところです。今後、住民の皆様からいただいた御意見を精査するとともに、組合議会の御意見も伺いながら、本事業を推進していきたいと考えています。

環境影響評価につきましては、9月30日に第3次報告の内容に基づく検証等について、県知事から意見書

が再度提出されましたので、現在、取りまとめの作業を進めているところです。

地元交渉の状況につきましては、地権者集落の皆様と話し合いを重ねた結果、現在までに6集落のうち4集落から、建設を了承する旨の報告をいただいています。残る2集落につきましても御理解いただけるよう、最大限の努力をしております。

また、ごみ焼却施設建設差止訴訟につきましては、本日第13回の口頭弁論が開催されますが、提訴以来2年が経過していることから早期の結審を要請し、引き続いて本組合の考え方を明らかにしているところです。

それでは、提案いたしました議案第12号から議案第16号について説明いたします。

議案第12号は一般会計補正予算について、給与削減等に伴う職員給与費など、総額2,092万9千円の減額及び指定管理者制度に基づく施設の管理運営費の債務負担行為の設定を行うものです。

議案第13号は平成24年度の一般会計及び特別会計の決算について、地方自治法の規定により、議会の認定に付するための案件です。

構成市町の厳しい財政状況を鑑み、一般財源所要額の削減を図るとともに、効率的で健全な財政運営に努めた結果、いずれの会計とも実質収支は黒字決算となりました。

議案第14号は、本組合が設置する公の施設において暴力団の排除措置を行うため関係条例の整備に関する条例の制定をしようとするものです。

議案第15号は、公告式の掲示場について整理するため、鳥取県東部広域行政管理組合公告式条例の一部を改正しようとするものです。

議案第16号は、消防法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正しようとするものです。

以上、今回提案いたしました議案について、その概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 日程第7 組合行政一般に対する質問

○湯口史章議長 日程第7、組合行政一般に対する質問を議題とします。

議長に発言通告書が提出されておりますので、発言を許可します。

18番角谷敏男議員。

[18番 角谷敏男議員 登壇]

○18番角谷敏男議員 私は可燃物処理施設整備事業計画について質問をいたします。

まず1点は、パブリックコメントの実施とその対応です。東部広域行政管理組合は8月30日付けの地元新聞に新可燃物処理施設整備に関するパブリックコメントを実施しますという広告を出しました。それは施設整備検討委員会から出された第3次報告について、施設整備基本方針に関して5点、また施設の基本仕様について処理対象物や施設規模など5点、最後に事業実施方式についてそれぞれ概略的に記述しています。資料は組合のホームページと1市4町の担当課で公開していること、意見提出期限は9月18日までであるとししました。可燃物施設整備はごみ処理という全ての住民に関わることであり、当面するごみ問題の解決は処理をどうするかということではなく、ごみをいかに減らし、なくしていくためにどう住民の理解と合意を得て、どんな施設整備を進めるかが基本です。施設のあり方はその耐用年数20年、30年という長期間に及び、住民生活と構成自治体の財源負担などに影響することから、住民から意見を聞くことは形式的なことではなく、行政運営の基本に関わることであります。

そうした点から言えば、今回のパブリックコメントの広告はいつどこで決められたのか、また、各市町や議

員に対してどうであったでしょうか。広告には意見の取り扱いをどうするかを明らかにしておりません。

また、報告書にはどのような経過で建設計画が検討されることに至ったのか、また、今度どんな過程を経て、どのようなスケジュールで進めようとしているのかも明らかにされないままであります。また、どんな施設をどこに建設するのか、想定される建設の負担額、維持管理費、できれば住民負担なども住民にとって関心がある重要事項です。こうした点の情報提供を行うべきではなかったのか。さらに住民の意見を聞く方法として、1市4町で直接説明し、意見を聞いたり、またわかりやすい資料の配布や各自自治体の広報誌の掲載、広域行政という点で住民への周知を図るためにも、パブリックコメントの実施期間も検討されるべきではなかったかと考えます。こうした今回のやり方は住民の立場に立ち、住民とともにごみ行政を進めるようには見えません。管理者はどのようにお考えなのかお聞きをいたします。

2つ目は住民合意と整備事業についてです。10月3日の本議会の福祉環境委員会で地元の合意と工事の発注に関して質問が出され、当局は工事の発注は地元との合意の後にする。平成29年4月の事業開始に向けて、あらゆる準備をしたいと説明がされました。この点について、現在裁判を提訴している部落を含めた地元の合意という意味なのかどうかお聞きをいたします。

3つ目は、ごみ減量化と施設の基本仕様についてです。第3次報告では施設の処理対象物のプラスチックごみの扱いについて、ペットボトルと白色トレイ、それ以外のプラスチックは焼却対象物にしないことが適当であるとしています。さらに報告書では、なお、汚れたプラスチックごみについてこれまで基本的に軽く洗って分別排出することとされていたが、住民負担の軽減、水環境の負荷軽減、また分別をわかりやすくするという観点から、焼却対象物の収集可燃物ごみとし、焼却発電エネルギーとして利用することが適当であるとされました。先ほど述べた市民によるパブリックコメント募集広告でも全く同様な表現で記載されました。この点で、7月の全員協議会において汚れたプラスチックごみの扱いは、従来と変わらないと説明され、鳥取市議会でも副市長は同様な答弁をされました。そうであるなら報告書や広告に書かれた言い方、表現のままでは住民にこれまでとは違う分別や扱い方となったようなメッセージとなり、軽く洗うことなく可燃物として出せばいいと受け取られることになり、そうなれば分別しなくても出せることになり、これまでの分別に逆行してしまうことになると大変危惧するものです。今後、住民への広報をより正確に行い、1市4町の広報誌の活用、独自の対応を含め、周知を徹底する必要があると考えますが質問をいたします。

また、施設規模についてです。今回、可燃物施設規模が検討委員会の検討の結果、1日あたり270トンから30トン縮減し、1日あたり240トンに変更されました。一昨年、23年3月の第2次報告では21年までの排出を基に決められました。今回は人口減少、減量化施策の継続的な効果、災害ごみ1日あたりの18トンの縮減によるものと説明をされ、その縮減規模の半分が災害ごみ見直しであります。これまでも指摘しましたが、いかにごみ減量化対策を強めるかは施設規模を左右するものであり、その点で事業系ごみの対策強化と家庭系ごみの排出抑制の一層の促進が求められます。事業系ごみ対策については、先の2月議会で私は22年実績では可燃ごみの35%が事業系であり、目標設定とともに年間100トン以上の事業系廃棄物を排出する業者に対する減量化計画、処理計画の作成と実行、そのための状況把握を求めました。管理者は今後は事業系の目標設定を検討すること、100トン以上排出の事業者の計画策定の速やかな取り組みを展開したいと答弁されました。この取り組みの現状はどうなっているのかお聞きをいたします。

それに関して、炉数が270トンで3炉から240トンで2炉に変更されました。その理由が報告書に述べられています。住民の素朴な声として今の市町の減量化の取り組みが正確に反映したものなのか、過大な施設規模ではないのかとか、また、熱効率を高めるためにはごみの焼却量を増やすことになるのではないのかという意見もあります。この点、今後も施設の規模の見直しを行うのか、この点についてお聞きをいたします。

最後に施設の運営方式について、公設民営では丸投げであり維持管理費が業者の言いなりになること、何より安全の確保の上で市が直接責任を持って。訂正します。広域組合が直接責任を持ってほしいという声が寄せられております。この点で公設公営については、どのような議論がされているのかお聞きをいたします。

以上、登壇での質問を終わります。

○湯口史章議長 竹内管理者。

[竹内 功管理者 登壇]

○竹内 功管理者 はい。共産党の角谷議員の質問にお答えをいたします。

まず、パブリックコメントの実施についての御質問がありました。事務的な関係は事務局長からお答えをいたします。

そしてそれにさらに関連して、どんな施設をどこに建設するか等の内容を含めて情報公開するべきではなかったか等の関連する追加質問がありましたが、施設整備の基本方針においては第3次報告の冒頭で5つの方針をお示ししております。ですからこの5つの方針でそれなりに現段階での施設の考え方が明らかとなっております。建設予定地については従来から提示している鳥取市河原町山手の地域に計画をしております。建設費、維持管理費等は現在積算する作業を行っておりまして、概算金額がまとまればお示しすることになると考えております。まだ明らかになっている段階ではないということでもあります。施設整備の内容につきましては、今後、構成市町と連携して住民の皆様以上に上の点などについて説明をしていくことにしたいと考えております。

パブリックコメントの実施期間についてお触れになりましたが、これは鳥取市、あるいはこの管内の1市4町の実施要綱、例えば20日以上といったものを参考にして実施したものであります。

次に工事の発注ということでの御質問がありました。地元合意についてどういうふう考えているかですが、この点と汚れたプラスチックごみの取り扱い、これは深澤副管理者からお答えしたいと思います。

それから施設規模について御質問がありました。まず、事業系ごみの対策につきまして、各市町ともこれは積極的に検討されている状況であります。こうした多くを事業者、こうした事業ごみを排出する事業者を多く抱えております鳥取市におきましては100トン以上排出する事業者が3社ございますが、現在これらの事業者を訪問をして、一般廃棄物の減量、処理に関する計画、これを作成し実行していただくよう指導を行っているところであります。ごみの減量化は市町の所掌事務とされているものであります。関係市町の担当課長会議等を通じて、構成市町と東部広域管理組合は情報共有を行いながら、ごみの削減目標についてその達成を目指して取り組みを進めております。

炉数の変更ということに関連して御質問がありました。あるいは、施設の規模の見直しを行うかどうかということでもありました。これは深澤副管理者からお答えをいたします。

次に運営方式に関連して、公設公営というようなことについてどのような議論がされたかという質問がございました。事業の実施方式につきましては、整備検討委員会におきまして、公設公営方式、公設民営方式、PFI方式につきまして、この3つの方式について検討をされたところであります。その結果、公設民営方式で建設と運営を一括して発注する方式が競争性が高く、経費の削減につながる。また、民間の創意工夫が反映できるということなどによりまして望ましいという結論が出されたところであります。なお、施設の建設、あるいは施設の維持管理の最終責任はあくまで東部広域行政管理組合が担うということになりますので、今後、維持管理等の運営に対する管理監視体制の確立等を検討いたしまして、東部広域の住民の皆さんに対して、あるいは近隣の皆さんに対して、安全性の確保とか、適正な運営管理、これにつきましては東部広域行政管理組合としても丸投げではなくてですね、しっかりと住民の皆さんに安心していただけるように取り組みをしていくこととしていく必要があると考えておるところであります。

○湯口史章議長 深澤副管理者。

○深澤副管理者 はい。3点についてお訊ねをいただきました。

まず、地元合意についてのお訊ねであります。事業の実施に向けての事前の事務作業につきましてはでき得る限り進めていきたいと考えておりますが、事業の実施に際しましては地権者集落の皆様へ御理解をいただくことが基本的に必要だと考えております。

次に汚れたプラスチックの取り扱いとその住民周知についてであります。新しい可燃物処理施設完成後のごみの分別につきましては、現行を基本とすることが重要と考えております。御指摘の汚れたプラスチックの具体的な取り扱いにつきましては、新施設の稼働までに構成市町と十分協議を重ねまして、広報紙等の活用により住民の皆様へ周知することにしたと考えております。

次に3点目であります。施設規模についてであります。新たな施設規模につきましては、各市町の施策を調査の上、将来のごみの排出量の推計や人口推計を基に設定をしておりますので適切であると考えております。今後プラント工事の発注までに大きな状況の変化が確認されるということがありましたら、必要に応じて検討することになるとこのように考えております。以上でございます。

○湯口史章議長 東田事務局長。

○東田義博事務局長 第3次報告のパブリックコメントを実施するまでの経緯、また、提出された御意見への対応につきましてお答え申し上げます。

可燃物処理施設整備に関する第3次報告の内容につきましては、本年3月からこれまでの専門委員に市民委員等を加えた可燃物処理施設整備検討委員会を公開で開催し、検討していただいたものでございます。その内容は逐次組合ホームページに掲載する等、情報公開に努めています。この第3次報告書に関するパブリックコメントの実施につきましては、1市4町の住民の皆様へ周知を図るとともに御意見をいただくことを目的に各構成市町と協議の上、東部広域として8月30日から9月18日の間実施したものでございます。なお、第3次報告の内容に関わる16件の意見につきましては、本組合員の見解を添えまして近日中にホームページに掲載いたします。今後も組合議会の御意見も伺いながら必要な情報は積極的に住民の皆様へ周知を図り、本事業を推進していきたいと考えております。以上でございます。

○湯口史章議長 18番角谷敏男議員。

○18番角谷敏男議員 それぞれ質問に答弁をいただきましたので改めてお聞きをしたいと思っております。

若干確認的な質問になる部分もあると思いますが、まずパブコメについてでありますけれども、1点だけちょっとお訊ねをしたいわけでありまして。今先ほど答弁がありましたけれども、やはり募集期間の問題について私はちょっとお訊ねをしたいと思っております。マスコミにどの程度提供されたかということもちょっと事務局サイドに事前に聞きました。それはマスコミにも提供したということでありまして、どの程度それが周知に役立ったのかは定かではありません。

そうした状況の下で募集期間が鳥取市などの市町の状況も参考にといい答弁だったと思っておりますが、やはりこの20日程度なわけでありまして、やっぱり東部広域というのは広域的な地域でもありますので、やはり広域的といえれば鳥取県などは1カ月をとっているわけですしけれども、そういう1カ月程度ですね、やはりとっていくというのが一番こういいじゃないかなと思うわけです。ましてや資料は各市町の担当窓口に取りに行ってくださいというような手数もかけるわけですので、そういう点でいけば市民から、住民からも住民説明会をやつてやはりこの減量化についてなんかも話し合うことができるから、そういう会合を持ってほしいということが出されておりました。それはもっともな話だと思います。

そこでですね、この可燃物ごみをどう減らしていくのかという点で住民の協力を得ていく、そういうですね、



やはり視点をもっと強める必要があるんじゃないかなというふうに思います。そういう姿勢に立って今回のパブコメにとどめず、先ほどちょっと管理者からもちょっと出たようには聞こえなくはなかったんですけど、もう一度ですね、今後、住民説明会を各市町でしっかりやって、先ほど紹介した減量化の問題だとか、施設規模だとか、そういう点についてもこの意見を聞いてそれを反映させていく考えがないのかこの1点だけお訊ねをしておきたいと思います。

それから、住民合意と整備事業についてであります。それで、副管理者の深澤副市長さんにお聞きをすることになるわけですが、今の答弁でいけば地権者と合意をしていかんといけんということで、基本的にそういうことは必要だということであるわけですが、そうだとするなら先ほど提案説明の中にもありました残る2部落に裁判を提訴している村があるわけですが、部落が。そこも含めたという点で理解をしていいのか。そういう合意なんだと、それが合意を取っての工事発注なんだというふうに受け止めていいのかどうか、確認的にお訊ねをしておきたいと思います。

それからごみの減量化と基本仕様についてであります。先ほど答弁がありました。ちょっと改めてお訊ねしたいのは、7月に東部の減量化の取り組みについて、これは7月の全員協議会でも説明をされました。それで私の質問では2月議会にこの事業系のごみを減らす、そういった取り組みを鳥取市としてしっかり検討もしていきたいということも、鳥取市議会ではそういうふうに答弁をされているわけですし、それからこの定例議会では、大型店舗だけではなく大学の施設だとか福祉関係施設だとか、そういうことを例に挙げて、強力に取り組むということを答弁も管理者はしておられます。ただ、やはりこの全員協議会で出された資料の最後は、この減量化の取り組みについては事業系の、今後の課題であるというふうに言っておられるわけです。それで、現在どの町にも住んでいる住民は減量化対策に協力をして取り組んでおられるわけで、多くの住民が勤務先で協力できる私は条件があるというふうに思うわけで、そういう点で事業系ごみ対策をやはり進めていく、目標もある程度やはり決める。そういうことがされないのが不思議ではないわけです。

それで100トン以上の事業所を含めた全ての事業所を対象にしたことは、行うことは十分に可能なわけであるわけですが、この状況を見ましてやはり今の答弁でやはり具体的にちょっと見えてこないわけですが、この今訪問活動をやっておられるという答弁であります。今後、どのような具体的な取り組みをやられるのか、目標設定や分別の推奨、ここについて改めてお訊ねをしておきたいと思います。

それからもう1点はですね、可燃ごみの減量化の対策についてであります。先ほど紹介しました7月の全員協議会で資料が出され説明された東部のごみ減量化の取り組みの中で、1市4町の減量化の取り組みが出されております。それで1人1日あたりのごみ排出量目標値について、1市4町の数字が出されているわけですがそのうちの可燃物について言えばですね、25年から27年度の3カ年の減量化は鳥取市が8.1グラム、岩美町が突出しておりまして33.9グラム、智頭町が0.3グラム、若桜町が3グラム、八頭町が4グラム、東部全体で平均は8グラムとなっているわけですね。それでこれはここ数年の実績を考慮したものであると考えられるわけですが、減量化の数値はですね、やはり家庭系のウエイトが6割ぐらい占めているわけで、この中で当面事業所も格段に多く、この人口の8割の鳥取市の取り組みが大きな位置を占めていくわけです。また、今紹介しましたように4町でもその取り組みに大きな違いがあります。それでお訊ねしたいのは、この7月に策定されたこの共通認識、市町の共通認識のための資料作成ということにとどめないで、家庭系のごみ減量化対策についてもそれぞれ市町でいろいろ先進的にやっておられます。そういうことも含めて、実効ある事業等計画を立てていく必要があるんじゃないかなと思います。この点についてお訊ねをしておきたいと思います。

それから公設公営についての議論がどうであったかという具体的なちょっと御答弁はなかったと思うんです。それで1点だけ逆の方からちょっとお訊ねしたいのは、民間になれば一括で出すから競争性が働くということ

であります、しかし、1社が決まれば毎年毎年競争入札をするということにはならないと思うわけで、ある意味じゃあ経費が高止まりする、業者の言いなりになるんじゃないかなど。こういう意見もあるわけでして、こういう意見に対してどう検討がされたのか、なかったのか、この点についてお訊ねをしたいと思います。

2回目の質問は以上です。

○湯口史章議長 竹内管理者。

[竹内 功管理者 登壇]

○竹内 功管理者 2度目の御質問にお答えをしていきたいと思います。

まず最初には、パブリックコメントに関連して期間の問題とかあるいは住民の立場に立って十分な説明が必要ではないかといったことでありますが、これは事務局長からお答えをしたいと思います。私の最初の答弁でも事業の内容についてさらに関係市町のそれぞれの住民の皆さんに説明していくことにしているんだということとは申し上げております。

それから地元合意に関連しての御質問がありました。これは深澤副管理者からお答えを再度させていただきたいと思います。

それから事業系の目標設定など減量化の取り組みをもっと徹底して行ってはどうかといったお話での御質問がありました。これにつきましては私たちもしっかりやっという考え方で基本的におりますが、具体的な取り組みということでもございますので局長からお答えをさせていただきたいと思います。

家庭ごみの減量化対策についてはどうかという御質問でしたがこれはお答えしたいと思います。御指摘のようにそれぞれに目標を立てて、そして今後の1人1日あたりのごみの排出量目標ということで数値を下げていく、そういった目標を立てております。これは家庭ごみに関わらず全体としての目標になっているわけですが具体的な減量化をどう実施していくのか等につきましては、それぞれの市町でさらにこの目標を実現するための方策を積極的に推進していくということになりますし、東部広域としてもその状況をしっかりと1市4町と連携を取って、この推進が図られるように促進を図ってまいりたいということにいたしております。

最後の御質問がちょっともう1つ、はっきり把握できなかったんですが、いずれにしてもこのごみの事業、大変重要な事業でありますので住民の皆さんとしっかり連携とりながら実現に向けて実施を図っていくと、そういう基本的な考え方で私を初め、東部広域行政管理組合が取り組みを進めたいと思っております。

○湯口史章議長 竹内管理者、公設公営による維持管理等が高止まりするのではということについて、答弁をお願いします。

○竹内 功管理者 はい。失礼をいたしました。

公設公営と言いますか、その関連で公設民営で行うとした場合に、最初に決めたらあとは決められた費用が縮減できないのではないかとということでもあります。

これにつきましては、詳しい議論は整備検討委員会の中で比較検討されたということではありますが、基本的にはそういった考え方に対して、今の御質問に対しては当初の段階でいろいろ提案された内容をしっかり議論して、過大な費用の見積もりになっていないかどうか、そういうことを考え、事業方式と合わせて建設あるいは管理運営についての費用をしっかりと見ていくということになります。それから実施中に当たっても債務負担行為等必要とすることにはなるとは思いますが、現場の管理運営の状況を確認して、毎年、毎年事業の実施状況の報告も受けますので、実際はそこまで費用かかっていないのに約束された金額が高止まりしているということであれば、当然費用の減額を申し出をするというようなことで運営をしていくということになると思います。実際の整備検討委員会の中での議論ということであれば、また、改めてお答えさせていただきます。

○湯口史章議長 深澤副管理者。

○深澤副管理者 はい。地元合意について重ねてお訊ねをいただきました。

先ほど御答弁申し上げましたように、事業の実施に際しましては地権者集落の皆様にご理解をいただくことが基本的に必要と考えております。従いまして、残り2集落を含めた地権者集落の皆様にご理解をいただくことが必要であると考えておまして、そういった御理解をいただくべく努力をいたしましてその後に事業発注ということになるかというふうと考えております。以上でございます。

○湯口史章議長 東田事務局長。

○東田義博事務局長 はい。1市4町の住民の方々への周知の徹底ということでございますが、この可燃物整備にあたりましては、東部広域の重要な課題でございますので住民の皆様にしかりと説明していくということにつきましては深く認識をしております。現在この第3次報告が出ましてパブコメをさせていただきました。また、本会議での議員の皆様がたのいろいろな御意見をいただきながら、この第3次報告書を東部広域としての実施案ということで取りまとめをさせていただいた段階でしっかりと構成市町の担当部局とも連携を図りながら説明をしてみたいと考えております。

2点目の事業系ごみの減量化の関連でございます。事業系ごみの減量化につきましては、各市町ともとても重要な課題ということで認識をされておられます。また、実状に応じまして取り組んでおられるところでございますが、東部広域の方が目標設定を行うことは難しいと考えております。しかし、特に多くの事業者を抱えます鳥取市におきましては、100トン以上の事業排出者に対して減量化に向けた指導も現在とり行われておると聞いております。東部広域といたしましても1市4町の連携を図るための担当者会議を積極的に開催したり、また、東部広域が保有しているデータ等を積極的に提供させていただいたりしながら協力をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○湯口史章議長 18番角谷敏男議員。

○18番角谷敏男議員 まず、管理者の方から公設民営の答弁がございましたので、いくつか言われた点を私も何て言うんですか、状況を把握してまた別の機会に議論をしたいなと思います。

それから、深澤副管理者から答弁がありました住民合意と整備事業ということで御答弁がありました。基本的には局長が言われた点とほぼ一緒ということで理解をさせていただきます。

それから具体的な3回目の質問であります。まず事務局長の方にちょっと念のためにパブリックコメントの流れになるわけですが、9月30日付の知事意見の中にもこのパブコメに対する意見について、どう対応したのかという点について、寄せられた意見と事業者の見解について明らかにするよという意見が付されておりました。それで、これについて、いつどのよというふうにお聞きしたいんですけど、いつについては近日中ということをおっしゃいましたので、どのようなかたちについてちょっと1点だけ要望も込めて質問したいのは、やはりこのパブコメ見ましても多くの住民を抱える鳥取市なんかは広報に日にちがなかったから載りきらなかったということを事務当局から、掲載できなかったっておっしゃったわけですね。それで、やはり1紙も地元新聞だけと、こういう広報のありようが私はどうなのかなと思うわけです。マスコミ提供した場合は、マスコミがするかしないかの話ですので、それに寄っかかっているわけにはならないと思うわけで、やはり私は新聞広告は基本的に複数にすべきだと。行政とマスコミのあり方から言っても本来そうだとすべきだと私は思います。

そういう点で、今後、直接説明する機会も設けられるようですけども、やはりこの寄せられた意見がどういうものであったのか、今、東部広域ですか、国英地区の振興だよりというものをを出しておられるじゃないですか。例えば、ああいうものでいけばA版の裏表が使えてそれなりに返すことができると思うわけですよ。そういうことも工夫をしてぜひやっていただきたいと思いますが局長に再度お訊ねをしておきたいと思っております。

それから施設規模については、深澤副管理者が人口規模等を基にしているから適切であるということで変える考えがないとおっしゃいました。私は先ほど管理者から答弁がありましたように事業系ごみの減量化対策も決して十分じゃない中で果たしてそれでいいのかという疑問がずっと付きまとっているわけです。

例えば、時間の関係もありますからあんまり長々とはやりませんが、7月の臨時議会で全員協議会で配布された資料を見ますと可燃ごみの事業系が35%から36%占めているわけですね。それで、先ほど局長が言われた鳥取市の場合は、市町の共通認識するための資料を見ますと、どういう事業系対策を鳥取市がやっているかという、鳥取市ごみ減量等推進優良事業所認定制度を創立するなどこの事業所のごみ減量等に関する各種の取り組みを行っているがさらなるごみの減量化を進めていくことが今後の課題であるところ述べられているわけで、取り組みは事実上先送りであります。

それで、実は鳥取市の市内の事業系ごみを収集している環境事業公社にちょっと最近聞きましたら、なんと事業系ごみのこの一般廃棄物、主に可燃物等ですけども、どのぐらいの契約件数ですかって聞いたら2,675件だそうです。また、優良事業所の認定は22社って確か先日答弁が市議会であったと思うんですよ。本当に優良事業所認定制度がこの有効に活用する制度なのかという点なわけですよ、実際問題。それで、そういう点からいくとこの管理者も8月議会では、この事業系ごみの増加傾向が由々しき事態ということを認識されているわけですから、2月議会でも紹介した他の先進市の経験を取り入れていく必要があるんじゃないかなと思います。それで、この点について再度、もう一度答弁をしていただきたいと思います。

それからもう1点は、家庭のごみの可燃物の減量化についてであります。それで、1市4町の中で私が先ほど数字を紹介しましたが、特に1市4町ですから身近なところにあります。岩美町の取り組みに私は学ぶところはないのかというふうになんかちょっと思ったわけです。先ほど鳥取市の向こう3年間の減量目標が鳥取市の8グラムほどに比べれば、岩美町4倍なわけです。他の町でいけば10倍ということになるわけです。それで、パブコメに寄せられた住民の声の中にこういうのがありました。施設規模の前頭となる排出量に構成市町村が取り組む減量化施策が反映されていないのではないかとこういう意見もあるわけです。こういう意見に対して、東部広域がこの施設規模240トンだと。ああいう説得力のあるものをやっぱり返していかなきゃいけないと思います。そういう点で実際、今の1市4町でのやっぱり建設費の負担だとか、維持管理費の負担を求めるところになるわけですから、今後、この家庭系ごみの減量化について、市町がやることだから東部広域は情報提供だよとそういう姿勢は私は改めて先進地は先進地で学んでどうだろうかと、実務担当者が意見交換をして足並み揃える、ある程度取り入れるところは取り入れていく、そういうことが必要じゃないかなと思いますが。

○湯口史章議長 角谷議員に一言申し上げます。市長としての答弁といわゆる東部広域の管理者としての答弁と、そのあたりを整理した上で質問の要旨をまとめていただきたいと思います。

○18 番角谷敏男議員 はい。混合しないように言っているつもりでありますので、よりわかりやすいように質問したいと思います。ですから1市4町の取り組みは取り組みで進めると。その中で東部広域としてこの施設規模を決めるにあたって取り入れるべくことを取り入れないとこういう住民からも声があるわけですから、行政の役割区分だけでは済まされないとあるんじゃないかなという点について、どう思っておられるかお訊ねをしたいと思います。以上であります。

○湯口史章議長 竹内管理者。

[竹内 功管理者 登壇]

○竹内 功管理者 環境アセスメントの関係での環境評価の関係での取り扱いといったこと、あるいは関連して広報の要望ということもございました。局長の方からお答えをさせていただきます。

それから2点目の規模の問題ですが、事業系ごみの減量化については事業系ごみだけの目標を立てるという

のはなかなか事業系ごみの性格からもなかなか難しい。事業者の数も変動したり、あるいはその事業の繁閑によっても影響を受けます。ただ、やはりそれぞれの1市4町と東部広域が連携を取りながらこの事業系ごみの減量に努めるということで意思統一、共通認識は持っておりますので、事業系ごみを合わせた1日1人あたりのごみの排出量という目標の中に入っておりますので、そういった中でそれぞれに努力していくということで、現時点では我々の取り組みが進められているわけであります。

それから3番目の家庭ごみの関係であります。ここでの主な議論はその家庭ごみの減量というのは鳥取市を初め、各市町で有料袋制度などの導入によりましてそれを契機に大きく進んできているわけで、実際にこの東部広域の可燃物処理施設の規模も初めは370トンと言っており、次に330トンまで落とし270トンまで落としてそういった規模で何とかやっていけるだろうと、減量化の傾向に沿ってその規模の縮小を随時検討して実施をして理解を求めてきております。

そういう意味で、現時点の240トンという水準にやはり今後の人口の傾向なども含めたり、災害時のごみの処理量の見込みなどをもう一度議論して、議論した上で縮小を図ったりですね、施設規模の最小化ということには減量化が大きな要因でそれを反映しているというふうに考えておりますが、今後の努力でさらに大きな見込みの変化が出るようなことがあればそれはまた反映していきたいというふうに思っております。当然のことながら一般ごみの排出量の減少、これは事業ごみも含めてこれは1市4町でそれぞれの進み具合というのはありますので、ただ、いろんな経験も交流しながら、例えばごみ袋の値段も1市4町で実は違うんですね。これが減量化に役に立つということであればそれを揃えていくとか、さらに料金を考え直してみるとか、そういったことも含めて1市4町で情報を共有しながらと言いますか、進んだ取り組みは取り入れるというようなことも含めて、これはやっていきたいと思っております。以上です。

○湯口史章議長 東田事務局長。

○東田義博事務局長 はい。住民周知の関係でございますけれども、今回のパブリックコメントにつきましては、地元新聞社1社しか行わなかったわけでございますけれども、今後住民の周知につきましては丁寧に広く行き渡るように周知をしてみたいという具合に考えております。複数の新聞社の活用であるとか、または市町の広報紙等にも掲載をしてみたいと考えております。また、地元河原の地域につきましては、国英地域の振興推進本部だよりというのを発行させていただいております。その中ではこの可燃物処理につきましてはの基本方針等をわかりやすく説明をさせていただいて、掲載させていただいたところでございますけれども、これにつきましても大いに活用させていただいてですね、しっかりと情報提供の方をしてみたいと考えております。以上でございます。

○湯口史章議長 以上で組合行政一般に対する質問を終了します。

#### 日程第8 議案第12号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第16号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで（質疑・委員会付託）

○湯口史章議長 日程第8、議案第12号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第16号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで、以上5案を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○湯口史章議長 質疑なしと認めます。

議案第12号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第16号鳥取県東部広域行政管

理組合火災予防条例の一部改正についてまで、以上5案は審査のため、お手元に配付してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時00分 散会

# 鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

平成25年10月24日（木曜日）

## 議事日程（第2号）

平成25年10月24日（木） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

- 第1 議案第12号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第16号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第2 平成25年陳情第1号廃プラスチックリサイクル施設の継続稼働に関する陳情（委員長報告・質疑・討論・採決）



### 出席議員（18名）

|     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|
| 1番  | 木 | 村 | 和 | 久 | 2番  | 湯 | 口 | 史 | 章 |
| 3番  | 田 | 村 | 繁 | 巳 | 4番  | 有 | 松 | 数 | 紀 |
| 5番  | 谷 | 口 | 秀 | 夫 | 6番  | 森 | 本 | 正 | 行 |
| 7番  | 下 | 田 | 敏 | 夫 | 8番  | 岡 | 嶋 | 正 | 広 |
| 9番  | 岡 | 本 | 和 | 廣 | 10番 | 谷 | 口 | 雅 | 人 |
| 11番 | 船 | 木 | 祥 | 一 | 12番 | 津 | 村 | 忠 | 彦 |
| 13番 | 房 | 安 |   | 光 | 14番 | 高 | 見 | 則 | 夫 |
| 15番 | 上 | 杉 | 栄 | 一 | 16番 | 両 | 川 | 洋 | 々 |
| 17番 | 上 | 田 | 孝 | 春 | 18番 | 角 | 谷 | 敏 | 男 |



### 説明のため出席した者

|         |             |           |
|---------|-------------|-----------|
| 管 理 者   | 鳥 取 市 長     | 竹 内 功     |
| 副 管 理 者 | 岩 美 町 長     | 榎 本 武 利   |
| 副 管 理 者 | 智 頭 町 長     | 寺 谷 誠 一 郎 |
| 副 管 理 者 | 若 桜 町 長     | 小 林 昌 司   |
| 副 管 理 者 | 八 頭 副 町 長   | 吉 田 英 人   |
| 副 管 理 者 | 鳥 取 市 副 市 長 | 深 澤 義 彦   |

|       |          |   |   |   |   |
|-------|----------|---|---|---|---|
| 事務局長  |          | 東 | 田 | 義 | 博 |
| 消防局長  |          | 山 | 田 | 充 | 志 |
| 会計管理者 | 鳥取市会計管理者 | 玉 | 谷 | 隆 | 明 |

~~~~~

事務局職員出席者

書記長	鳥取市議会事務局長	中	村	英	夫
書記次長	鳥取市議会事務局長次長	勝	井	節	朗
書記	鳥取市議会事務局主任	金	岡	正	樹
書記	鳥取市議会事務局主任	増	田	和	人

~~~~~

午前10時00分 開議

○湯口史章議長 ただいまから、本日の会議を開きます。

報告事項がありますので書記長に報告させます。

○中村英夫書記長 御報告いたします。

昨日開催された総務消防委員会におきまして8番岡嶋正広議員の副委員長辞任が許可され、新たに7番下田敏夫議員が総務消防副委員長に選任されました。

以上、報告を終わります。

○湯口史章議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議案第12号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第16号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第2 平成25年陳情第1号廃プラスチックリサイクル施設の継続稼働に関する陳情（委員長報告・質疑・討論・採決）

○湯口史章議長 日程第1、議案第12号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第16号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで、以上5案及び日程第2、平成25年陳情第1号廃プラスチックリサイクル施設の継続稼働に関する陳情を一括して議題とします。

委員会審査報告書が議長に提出されております。

各常任委員長の報告を求めます。

総務消防委員長、16番両川洋々議員。

〔16番 両川洋々議員 登壇〕

○16番両川洋々議員 総務消防委員会に5議案付託されました。慎重審議いたしましたので御報告申し上げます。

総務消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第13号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会の所管に属する部分、議案第14号鳥取県東部広域行政管理組合が設置する公の施設における暴力団排除のための関



係条例の整備に関する条例の制定について、議案第 15 号鳥取県東部広域行政管理組合公告式条例の一部改正について、議案第 16 号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について、以上 4 案はいずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定しました。

次に、議案第 12 号平成 25 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、本案は一部委員の反対がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○湯口史章議長 福祉環境委員長、9 番岡本和廣議員。

[9 番 岡本和廣議員 登壇]

○9 番岡本和廣議員 福祉環境委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第 12 号平成 25 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち本委員会の所管に属する部分、議案第 13 号平成 24 年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてのうち本委員会の所管に属する部分、以上 2 案はいずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定しました。

次に、陳情についてであります。平成 25 年度陳情第 1 号廃プラスチックリサイクル施設の継続稼働に関する陳情は、全会一致で取り下げ承認すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○湯口史章議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○湯口史章議長 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

通告により、発言を許可します。

18 号角谷敏男議員。

[18 番 角谷敏男議員 登壇]

○18 番 角谷敏男議員 私は、今議会に提案された 5 つの議案のうち、議案第 12 号一般会計補正予算及び議案第 13 号平成 24 年度歳入歳出決算の認定について、以上 2 議案について反対をしますので理由を述べます。

一般会計補正予算には、給与引き下げに伴う職員給与の減額修正があります。今年 1 月に国が地方自治体に防災・減災対策と地域経済の活性化を理由に公務員給与の引き下げを求め、それに従わない場合は地方交付税削減を示唆する発言もありました。不当な削減要請に屈して鳥取市が給与引き下げを行ったことに準ずるものでありますが、何の責任もない一般職員の給与引き下げは全く道義がありません。

また、平成 24 年度決算の認定ですが、可燃物処分場建設計画の関係する事業があります。可燃物ごみ処理計画は、当初から施設の広域化・大型化の国・県の指導に従って進められ、住民合意もないまま、行政の信頼を失い、地元住民から裁判まで提訴されるという事態になっています。可燃物施設整備計画は地域のすべての住民にとって身近な生活に密接な環境問題であり、その課題は限りなくごみを出さないようなシステムをつくる立場で取り組むべきです。しかし、東部広域では出るごみは施設を作って処理すればいいという取り組みが中心であり、昨日の答弁にあった施設規模の縮減がこれまで数回行われてきていますが、それはこの間ごみの排出目標にかかわる減量化は市町の仕事であり、分別収集などの減量化が住民の立場から真剣に検討されてこなかったことを示すものです。

そうした実態が組合の環境影響評価書にかかわって県知事からの意見が数度も繰り返し通知され、パブリックコメントでも寄せられた住民の意見と事業者の見解まで求められているのではないかと思わざるを得ません。

以上、組合の建設事業計画と進め方が住民の立場に立っていないことを指摘し、討論を終わります。

○湯口史章議長 以上で討論を終わります。

これより、採決します。

まず、議案第12号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算を起立により採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○湯口史章議長 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてを起立により採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は認定です。

本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○湯口史章議長 起立多数であります。したがって、本案は認定されました。

次に、議案第14号鳥取県東部広域行政管理組合が設置する公の施設における暴力団排除のための関係条例の整備に関する条例の制定についてを起立により採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○湯口史章議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号鳥取県東部広域行政管理組合公告式条例の一部改正についてを起立により採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○湯口史章議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてを起立により採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○湯口史章議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、平成25年陳情第1号廃プラスチックリサイクル施設の継続稼働に関する陳情を採決します。

お諮りします。

本陳情に対する委員長報告は取り下げを承認するものです。

本陳情について、委員長報告のとおり取り下げを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○湯口史章議長 御異議なしと認めます。したがって、本陳情は取り下げを承認することに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了しました。

これで、平成25年10月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を閉会します。

午前10時13分 閉会